

ID: 196

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の更新		
例規名 根拠条項	大河原町指定給水装置工事事業者規程 第5条の2第1項		
例規番号	令和2年企業管理規程第6号		
【基準】			
第5条の2の規定による。 (指定の更新)			
第5条の2 第3条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。			
2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下本項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がなされるまでの間は、なおその効力を有する。			
3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。			
4 前3条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。			
5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、管理者は、指定工事業者から指定工事業者証を返納させた上で、新たな指定工事業者証を交付するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日